

◆ 主な意見

発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	
事務局	開催宣言。
会長	あいさつ。
2 議 事	
事務局	(1)「平成23年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び選定について」説明。
岡地委員	別紙1の小規模多機能型居宅介護の整備運営事業者募集における2次審査結果の中で、職員等の項目が10点中で4.8点であり、他の項目に比して、職員の配置や資質、研修などの評価が低かったが。
事務局	法人としては色々なサービスを運営している中、今回新しいサービスに応募したことで、職員処遇について想定で答えた部分があったことが、職員処遇について低いと判断された。
岡地委員	職員処遇が良くないと、サービスの質も下がっていくので、指定の際には、職員の処遇部分を指導した方がいいのではないかと。
事務局	今回の選定と介護サービス事業所としての指定は別であり、指定時には必要な人員基準を満たしているか確認する。また、事業開始後は、実地指導等を通して、職員処遇等について指導していく。
小林委員	先ほどの職員の処遇について、教育など職員処遇ができていくか評価ができるようになっているのか。
事務局	事業開始してから概ね半年ぐらいには実地指導などで現場を確認しており、その際に職員教育の状況など職員処遇を確認・指導していくことになる。
山本委員	宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員が2次審査を実施しているとのことだが、選考専門委員と今回の地域密着型サービス運営委員との関係は。
事務局	事業者選定にあたり2次審査を行うのが社会福祉施設等事業者選考専門委員であり、事業者選定にあたり意見を聴取するのが地域密着型サービス運営委員ということになる。最終的には、2次審査の結果と、当委員会での意見を踏まえながら事業者を選定することになる。

寺内委員	認知症対応型共同生活介護がすでに計画されていて、今回、小規模多機能型居宅介護の応募があったのだが、当初から全体計画として小規模多機能型居宅介護の計画があったのか。
事務局	小規模多機能型居宅介護の建設敷地は、もともと認知症対応型共同生活介護の駐車場であったが、今回の応募で駐車場を別の場所に移動して小規模多機能型居宅介護の建設をすることになったものであり、最初から全体計画としてあったものではない。
寺内委員	小規模多機能型居宅介護が建設されることにより、日当たりが悪くなるのではないか。
事務局	建物が密接しているわけではないので、特段日当たりが悪くなることはない。
岡地委員	最初の全体計画にはなかったとのことだが、駐車場だった部分（スペース）に建築物が立つことで、非常災害時などの避難誘導場所がなくなるのではないか。非常災害時の対応の防災訓練などを含めて、職員に指導していく必要があるのではないか。
事務局	事業所の運営基準には、防災訓練に関する規定が定められているので、それも実地指導などの際に、併せて確認・指導をしていく。
近藤委員	社会福祉施設等事業者選考専門委員の構成はどのような人たちか。
事務局	保健医療の分野から2名、医療福祉の分野から1名、保健福祉の分野から1名、公認会計士が1名の計5名で構成されている。
近藤委員	建築関係の分野の専門委員はいないが。
事務局	保健医療の分野の委員が、福祉視点で建築面のヒアリングは実施している。なお、建築基準や土地の開発許可などの関係法令については、一次審査の段階で市の関係各課に照会をし、法的な問題がないかを確認しながら審査を実施している。
古川会長	では、平成23年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び選定についての当委員会での意見をまとめるが、事務局から説明のあったとおり、小規模多機能型居宅介護の整備運営法人として法人Aを選定することに異議なしとしてよろしいか。
委員一同	異議なし

古川会長

なお、選定にあたり、当委員会の意見として、

①事業運営の際には、職員の処遇及び資質の向上に努めるよう継続的に指導していくこと。

②併設事業所となることから、避難経路の確認や避難訓練の実施など非常災害対策を十分講じるよう指導していくこと。

を市に具申する。

事務局

(2)「地域密着型サービス事業所の指定について」説明。

尾崎委員

各事業について、計画に対しての整備の進捗状況はいかがか。

事務局

全体的に見て、第4期介護保険事業計画に対する整備という点においては達成できていない状況である。

尾崎委員

なかなか応募がない中で、何か対応はないか。

事務局

今年度までは介護基盤緊急整備事業として、県から整備費補助が出ているが、各サービス単体での運営というのが厳しく、また、土地の選定も難しいケースもあり、今以上応募者を増やすのが難しい状況である。

岡地委員

実際の収支ベースで考えて運営が難しいのが現状である。

事務局

整備については全ての圏域に1つの事業者というのが難しい状況にある中、各圏域のニーズ調査なども踏まえて次期(第5期)介護保険事業計画で検討していく予定となっていると思う。

渡辺委員

今回指定された各事業所について、実際の利用状況は。

事務局

5月(の介護給付請求の)実績ベースでは、グループホーム等の入居系以外の事業所については、まだ利用者の確保があまりできていない。

古川会長

では、地域密着型サービス事業所の指定についての当委員会での意見をまとめるが、事務局から説明のあったとおり、地域密着型サービス事業所の指定について、異議なしとしてよろしいか。

委員一同

異議なし

古川会長

なお、当委員会の意見として、すぐに改善を求めるものではないが、今後の整備等について検討を進めることを市に具申する。

事務局	(3)「その他(夜間対応型訪問介護事業所の休止期間の延長について)」 説明。
山本委員	市内で2つあった夜間対応型訪問介護事業所で、この法人だけ休止期間を延長した理由は。
事務局	もう一つの法人については、夜間対応型訪問介護事業所だけでなく、宇都宮市内の介護サービス事業所を全て撤退するというので、それを拒むことはできなかった。
近藤委員	休止の理由は利用者がいないとのことだが、利用者が本当にいないのか、または本当は利用したい人がいるのに、事業者側の経営的な問題や従業員の問題で事業が継続できないのか。
事務局	夜間対応型訪問介護の登録利用者数が伸びない理由として、利用者が夜間に家に入られることに抵抗がある、夜間サービスとしては他の24時間対応の訪問介護などの代替サービスがある、定額料金が発生することで利用者の負担がある等が考えられる。市でも夜間対応型訪問介護について、色々周知を図ってきたが、実際の利用者が見込数の20%もいない状況で、赤字経営となってしまう、事業者側が事業継続できなくなっている。
近藤委員	実際に少ないながらも利用したい人がいる中、市として事業継続についてどのように考えているか。
事務局	今後ニーズ調査等を行い、次期介護保険事業計画の中で検討していくことになる。
小林委員	この事業は国庫補助等があるのか。
事務局	ケアコール端末等の通信機器について補助をしている。
小林委員	休止期間はいつまで認めているのか。
事務局	法には休止期間の定めはない。介護サービス事業所の指定については6年ごとの更新となっているので、最大でも6年間ということにはなるが、栃木県では、基本的に休止期間を概ね1年間として取り扱っており、基本的には市もこれにならっている。ただし、今回の休止期間の延長については、国の動向も踏まえ、法人に今後の方向性を検討させるということで、さらに1年間の休止期間の延長を認めた。
古川会長	では、夜間対応型訪問介護事業所の休止期間の延長について当委員会での意見をまとめるが、事務局から説明のあったとおり、夜間対応型訪

	問介護事業所の休止期間の延長について、異議なしとしてよろしいか。
委員一同	異議なし
3 その他	
山本委員	今度の法改正において、各保険者それぞれでの総量規制になっていくと思うが、市としての考えはいかがか。
事務局	現在、第5期介護保険事業計画を策定中であり、今の段階で方向性等をお話することができない。
事務局	次回の委員会開催時期について説明。 次回の開催時間について確認。(次回は日中ではなく夜間開催)
4 閉会	
会長	あいさつ (閉会)
	以上